主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人長谷川勉の上告趣意第一点及び第二点について。

所謂は第一審公判廷における被告人及び第一審相被告人Aの供述を基礎として原 判決を攻撃するけれども、原判決はこれ等引用の各供述を証拠としていないことは 原判文で明である。そして原審第一回公判調書によれば、被告人は本件賍物につい て、その知情の点をも自白しているのであり、其の他原判決挙示の証拠を綜合すれ ば原判示事実全部を認定することができるのであるから、原判決には所論の如き違 法はない。所論は要するに証拠の取捨、判断を攻撃するものであつて、何れも採用 に値しない。

同第三点について。

所論は原判決の量刑不当の主張であつて上告適法の理由ではない。

よつて刑訴施行法二条、旧刑訴法四四六条により、全裁判官一致の意見で、主文 の通り判決する。

検察官 十蔵寺宗雄関与

昭和二五年一二月二八日

最高裁判所第二小法廷

_	精	Щ	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官